

入 札 説 明 書

大分県が発注する北部地区A-2清掃業務委託のうち入札公告に基づく一般競争入札等について、公告に定める事項及び関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

競争入札に参加する者は、下記事項を熟知の上で入札しなければならない。

この場合において、当該仕様書等について、疑義がある場合は、公告に記す契約に関する事務を担当する部局に説明を求めることができる。ただし、入札後仕様等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

記

1 大分県契約事務規則の適用

入札、契約及び契約の履行等の本調達に係る事項については、大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）の規定を適用するので、この点を了承のうえ入札に参加すること。

2 清掃業務等の委託の仕様

別添「清掃業務委託共通仕様書」のとおり

3 大分県共同利用型電子入札システムの利用

本案件は、大分県共同利用型電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）で行う。また、入札に係る事項は、この公告に定めるもののほか大分県電子入札運用基準（物品・役務）（以下「運用基準」という。）による。

なお、紙による入札参加を希望する者は、7に記載する手続きによること。

4 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次に掲げる条件を全て満たしている者に限り入札参加を認める。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格のうち、清掃・環境整備等の清掃の資格を得ている者。
- (3) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていること。
- (4) この公告の日から8に掲げる開札までの間に、大分県が発注する物品等の調達、売払い及び役務の提供に係る競争入札に参加する者に必要な資格を有する者に対する指名停止の措置を受けていない者であること。
- (5) 自己又は自己の役員等が、次のいずれにも該当しない者であること及び次に掲げる者が、その経営に実質的に関与していない者であること。

なお、資格要件確認のため、大分県警察本部に照会する場合がある。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団員が役員となっている事業者

エ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者

オ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約等を締結している者

- カ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益又は便宜を供与している者
 - キ 暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難される関係を有している者
 - ク 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者
- (6) 契約書に定める資格者を現場代理人として選任できる者
- (7) 電子入札システムにより事前に入札参加申請を行い、入札参加の承認を受けた者であること。

紙による入札参加を希望する場合は、7に記載する手続きによること。

5 契約条項を示す場所及び日時

大分県ホームページ及び電子入札システム上に令和8年5月8日（金）まで入札説明書を掲載することにより契約条項を示す。ただし、8に記す再度入札を行うときは再度入札の開札日まで延長する。

6 電子入札システム及び契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 使用言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

7 電子入札システムの入力日時等

(1) 入札参加申請期間

電子入札システムにより入札参加申請を、この公告の日から令和8年4月24日（金）午後5時までに行うこと。

なお、紙による入札参加申請を希望する者は、「紙入札（見積）参加届出書」（運用基準様式第2号）2部及び、上記4（2）、（3）及び（6）の証明書の写しを添付のうえ、同日午後5時（必着）までに、持参又は郵送（書留郵便）により20に記載する部局に提出すること。

なお、詳細については別添1を参照のこと。

(2) 入札書提出期間

電子入札システムにより、令和8年4月30日（木）から同年5月8日（金）午後5時まで提出すること。

紙による入札を希望する者は、入札書を封書にし、同日午後5時まで、持参又は郵送（書留郵便）により20に記載する部局に提出すること。

なお、詳細については「紙による入札書の提出手続」を参照のこと。

(3) 入札金額

消費税及び地方消費税額抜きの月額を入力すること。

(4) 注意事項

電子入札システムを利用して入札する場合はICカード（電子証明書）とカードリーダーの準備及び利用者登録を完了していること。

8 電子入札システムによる開札場所、日時等

(1) 開札場所 大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班（本館2階）

(2) 開札日時 令和8年5月11日（月）14時00分

(3) 再度入札 開札をした場合において、落札者がいないときは、地方自治法施行令第167条の8第4項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度入札の入札金額の入力期間、入札書の提出期限及び開札日時並びに第1回入札の最低入札価格は、別途通知する。

9 入札保証金に関する事項

免除とする。

10 入札の無効

大分県契約事務規則（昭和39年大分県規則第22号）第27条に規定する事項のほか、次に掲げる事項のいずれかに該当する入札は無効とする。

なお、無効入札をした者は、再度入札に参加することができない場合がある。

- (1) 金額の記載がないもの
- (2) 入札に関する条件に違反したもの
- (3) 入札書が所定の場所及び日時に到達しないとき。
- (4) 入札書に入札者又はその代理人の記名がなく、入札者が判明できないとき。
- (5) 誤字及び脱字等により、必要事項が確認できないとき。
- (6) 入札金額、住所、氏名及び押印その他入札要件を認定しがたい入札

なお、氏名とは、法人代表者の入札の場合及び代理人入札の場合いずれも、商号又は名称及び代表者氏名をいう。

11 最低制限価格の設定

有

12 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、電子入札システムに装備されている電子くじにより落札者を決定する。
- (3) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号又は第9号の規定により随意契約を行うものとする。

14 契約保証金に関する事項

免除とする。

15 長期継続契約について

この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約である。この契約を締結した翌年度以降において、当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を解除する。

16 契約書の作成

- (1) 落札者は、落札者の決定の通知を受けた日から7日以内に契約に必要な書類を提出しなければならない。
- (2) 落札者は上記の期限内に契約に必要な書類を提出しないときは、落札者としての権利を失う。

17 質問書の受付・回答

この調達に関する質問については、質問書（別添様式）により受付の上、質問の内容及び回答を大分県庁のホームページに掲載する。

- (1) 提出先
大分県会計管理局用度管財課庁舎管理班
- (2) 受付期間
この公告の日から令和8年4月16日(木)17時00分まで
- (3) 受付方法
持参、電子メール、郵送又はFAXのいずれかの方法により提出すること。なお、持参以外の方法による場合は必ず電話により着信を確認すること。
- (4) 回答日時

令和8年4月20日(月)までに、質問及び回答を大分県ホームページに掲載する。

18 入札(見積)結果表の閲覧による公開

入札(見積)結果表の閲覧を希望する者は、入札(見積)結果表閲覧申請書を提出の上で閲覧を行うことができる。

19 その他

(1) 引継ぎに関する事項

入札後、落札業者は令和8年6月1日(日)から円滑に業務ができるよう、準備するものとする。

(2) 指名停止に関する事項

入札参加者は用度管財課HP(以下のURL)に掲載する指名停止措置要領をあらかじめ一読し、これに抵触する行為を前提として応札することのないように注意すること。

<https://www.pref.oita.jp/soshiki/20100/shimeiteishi2020.html>

(例) 契約の履行を契約担当者の承諾を得ることなく第三者に委託し、若しくは一括して請け負わせ、又は権利を譲渡し、若しくは義務を引き受けさせたとき。

自ら雇用しない者や、雇用していることが確認できない者に業務を行わせた場合指名停止とすることがある。

契約書第3条で定める再委託が認められる例は以下のとおり。

・建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第5号に掲げる事業の都道府県知事の登録を受けていない者が貯水槽清掃業務を実施する場合。(害虫等の調査及び駆除業務においては前述の「5号」を「7号」に読み替える。)

(3) 人件費等に関する事項

人件費(労働者の賃金)については、大分県の最低賃金を必ず確認し、法令遵守を徹底すること。なお、最低賃金制度については、厚生労働省ホームページに掲載しているので参考とすること。

<<掲載場所>>

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki jun/chingin/index.html#h2_freel

社会保険等(厚生年金保険、健康保険、労働者災害補償保険及び雇用保険をいう。)の事業主負担分も同様に織り込んだ額で応札し、法令遵守を徹底すること。

また、契約期間中の原材料費、エネルギー価格等の上昇についても可能な限り織り込んだ額で応札すること。

20 契約に関する事務を担当する部局の名称

大分県会計管理局 用度管財課 庁舎管理班

〒870-8501 大分市大手町3丁目1番1号

電話 097-506-2962

FAX 097-506-1784